

緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望

—税制改正意見・要望書 別冊—

2020 年 6 月

日本公認会計士協会

緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望

—税制改正意見・要望書 別冊—

2020 年 6 月 18 日

日本公認会計士協会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその防止策が世界規模に及ぶという、未曾有の事態が生ずる中、世界経済は急速に減速している。我が国でも、2月24日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」の公表を皮切りに、4月7日には7都府県に対する緊急事態措置が講じられ、4月17日にその対象を全都道府県に拡大した。5月25日には緊急事態解除宣言がされ、一定の移行期間を設け、段階的に社会経済のレベルを引き上げることとされたが、第2波襲来の可能性も排除できず予断は許されない状況である。

今後、「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの実践状況を見極めつつ社会経済レベルの引上げが図られ、経済復興対策が急務となる。この点で、東日本大震災の復興対策同様、一定期間を「集中復興期間」と位置付け、個人や企業の財務状況の回復策、投資や消費に対する刺激策等を短期集中的に講ずるべきである。具体的には、個人にあっては家族を含めた就労や収入状況、また企業にあっては業種業態や地域性に応じ、制度として複雑にならない程度にメリハリのある施策が求められる。さらに、「新しい生活様式」の実現と推進に向け、中長期的には医療やICTに対する研究開発の強化、健康増進の推進など感染症に打ち勝ち、持続可能な国づくりも必要である。

以上を前提とし、日本公認会計士協会は、緊急事態解除宣言後の復興税制として下記の改正を要望する。

I 経済的困窮に直面する国民を救済するために

1. 法人課税（源泉所得税を含む。）について

(1) 失業者の増加を抑えるため地域を限定しない新たな雇用促進税制を創設すること

政府による緊急事態措置により不要不急の外出自粛要請がなされ多くの産業分野で深刻な影響が生じている。5月25日に緊急事態解除宣言がされたものの、引き続きテレワークやオンライン会議の活用など「新しい生活様式」の実践により外出の機会が減少する可能性がある。こうした中、産業構造の急激な変化により大量の失業者が発生することが取り沙汰されている。

一方で、こうした生活様式の変化を捉え今後成長する分野や影響を比較的受けにくい分野も存在し、雇用の維持だけでなく成長性の高い分野への人材のシフトを促し、その成長を一層後押しするような制度も必要である。失業者の増加は全国的な傾向であることから、現在の地域を限定した雇用促進税制に加え、経済復興が確実とされるまでの間、地域を限定しない雇用促進税制を速やかに創設されたい。また、その適用要件はいたずらに厳格化せず、企業の利便性を配慮したものとされたい。

(2) 企業が従業員等に対して支給する新型コロナウイルス感染症の予防のための支出に係る助成金等が交際費に該当しない旨及び従業員等の所得として課税されない旨を明らかにする公的見解を公表すること

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いほとんどの国民が何らかの収入減少や支出増大という影響を被っているところ、各企業は自社の従業員や取引先に対して独自の工夫により本感染症の予防のための支出に係る助成金等を支給してその影響の緩和を志向している。このような支出が企業の法人税の計算上交際費に該当したり、従業員の所得税の計算上で所得として課税されることとなると、せっかくの企業努力に水を差す結果となる。課税実務上は以前から災害により被害を受けた従業員等に対して支給する見舞金品は福利厚生費に該当することと取り扱われることが明らかにされており、今回の本感染症の感染拡大に起因して企業が支給する以上のような金品についても同様に、法人税の計算上は交際費に該当せず福利厚生費に該当し損金算入されること、所得税の計算上は強いて課税しない取扱いとすることを明らかにされたい。

2. 個人課税について

(1) 学校休校に伴う子育て世帯の負担増に対応して所得控除を拡充すること

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い学校が休校した結果、特に子育て世帯においては授業のオンライン化への対応や学童保育の活用による支出増加が生じ、最低限の生活のための支出水準が増加している。このような状況に対応するため、扶養親族である16歳未満の子に係る新たな所得控除を創設されたい。また、本制度の適用に当たってはその恩恵がいち早く納税者に還元されるよう、給与所得の源泉徴収に当たっても配慮されたい。

(2) 株式等の譲渡により生じた損失に係る繰戻還付制度を創設すること

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業活動の自粛や新しい生活様式の導入により、国民は広く臨時的な支出を迫られている。特に、企業の経営者層においては売上げが大きく減少する中で企業活動を継続させ新たな事業形態

への転換を図るために多額の資金需要が生じており、その需要を満たすために、仮に本感染症の影響により価格が下落している局面であっても個人財産の処分を迫られる状況にある。このような個人の資金繰りを支援するため、上場株式等の譲渡により生じた損失について前年以前に繰り戻して所得税の還付を求めることができる繰戻還付制度を創設されたい。

Ⅱ 企業の財務改善、持続的成長を促すために

1. 法人課税について

(1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除における控除限度額を撤廃すること

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する経済活動の停滞により、法人はその規模を問わず類例のない収入減少及び支出増大の危険に晒されており、かつ、その危険は今後数年にわたり継続すると予測されている。そのような中、現在は中小法人等以外の法人の青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除には50%の控除限度額が設けられているが、単年で解消しない繰越欠損金を有するような状況の法人にとって、事業上の危険が高まる今後数年の間、法人税の負担感が従来よりも重いものとなる。そこで、法人の規模にかかわらずその資金繰りを支援するため、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除の控除限度額を撤廃されたい。

(2) 所得を課税標準とするのではない地方税を広く減免すること

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの事業者は収入減少又は支出増加の事態に直面しており、手元資金に不安を抱えている。このような局面において、厳しい経営環境にある事業者に課されることとなる所得を課税標準とするのではない地方税については、既に減免されることとなった固定資産税等に限らず、広く減免されるべきである。具体的には、自動車税、軽自動車税、事業所税等の各税目について経営状況に応じて減免されるよう所要の措置を講じられたい。

(3) 感染症拡大の予防措置が講じられた後の一定の期間は交際費の損金算入制限を撤廃すること

交際費は、企業の冗費節減と健全な企業慣行の確立の観点から中小法人にあっては定額控除限度額（1事業年度につき800万円）を超える金額、中小法人以外の法人にあっては原則として支出額全額が損金不算入とされている。緊急事態宣言下の外出自粛要請によりテレビ会議によるコミュニケーションツールの利用はあるものの社内や取引先、さらには新規顧客獲得のためには円滑なコミュニケー

ションの確立は重要である。

そこで中長期的な課題となるが、業種ごとに策定される感染拡大の予防ガイドラインの実践状況を見極め十分な対策がとられたことが確認された後の一定の期間は交際費の損金不算入制度を撤廃されたい。加えて、外食産業は政府の外出自粛要請に協力するため長期間の休業を余儀なくされ、給付金制度はあっても企業の財務状況を維持するに足る金額とは言い難く相当に疲弊した状況にある。交際費の損金不算入制度の撤廃は、来夏に開催が予定されている東京五輪に向け、疲弊した外食産業の復興にも資するものと考えられる。

2. 法人課税、個人課税共通

(1) オープンイノベーション促進税制及びエンジェル税制類似の制度を創設すること等により企業救済のためのM&Aを後押しすること

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業活動の自粛や新しい生活様式の導入により、業種によっては業績が急激に悪化するとともに業績回復に多大な時間を要する事態となっている。このような状況の下では、金融機関融資による資金繰りの支援のみならず、企業救済のためのM&Aによる資本増強の支援も有用である。このことを税制面で支援するため、現在、いわゆるベンチャー企業に対する出資に適用されているオープンイノベーション促進税制及びエンジェル税制のような制度を創設し、企業救済のためのM&Aに係る出資を行った者の法人税又は所得税の計算上の所得からその出資額のうちの一定額を控除することができることとされたい。

また、同様の理由により、適格組織再編成における被合併法人等の繰越欠損金の引継ぎ制限の要件を緩和することや、グループ通算制度における親法人の制度開始前欠損金を子法人の所得から控除可能とすること（令和3年度税制改正意見・要望書12頁参照）といった措置を講じられたい。

Ⅲ 国民の健康増進と感染症に負けない国づくりのために

1. 法人課税について

(1) 試験研究費の税額控除制度における特別試験研究の種類を拡充すること

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑止のため、また今後求められる新しい生活様式と経済活動の両立を図るため、医療分野やICT分野での研究開発の一層の促進が求められる。景気後退局面においてもこれを強力に後押しするよう、試験研究費の税額控除制度における特別試験研究の種類の見直しを行うなど制度利用の便宜の一層の向上を図られたい。

(2) 特定医療法人等の要件の一つである「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入の８割を超えること」の「社会保険診療等に係る収入金額の合計額」に治験受託等に係る収入を加えること

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束や再発防止に向けて、今後、医療分野での薬品等に係る研究開発活動が活発化し、各医療法人ではこれに関連して治験等の分野での協力が求められる機会が増加することが考えられる。

ここで、特定医療法人、社会医療法人及び認定医療法人では要件の一つに社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入の８割を超えることが掲げられているが、治験受託等の増加により社会保険診療等に係る収入金額に含まれない収入金額が増加してこの要件を充足しなくなってしまうことが懸念される結果、各医療法人が治験受託等を躊躇する可能性がある。

このようなことのないよう、特定医療法人等の要件における社会保険診療等に係る収入金額に従来対象外であったものの新型コロナウイルス感染症の関連で今後増加することが予測される治験受託等に係る収入金額を加える措置を講じられたい。

２．個人課税について

(1) マスクの購入費用などの新型コロナウイルス感染症の予防のための支出を医療費控除及びセルフメディケーション税制の対象とすること

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国民は広くマスクや消毒液の購入費用といった本感染症の予防のための支出を迫られている。このような支出を広く医療費控除及びセルフメディケーション税制の対象とされたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症の抗体検査、ワクチン接種をセルフメディケーション税制における「健康の保持増進及び疾病の予防への取組」に加えること

新型コロナウイルス感染症の抗体検査やワクチンについては現在開発が進められている。ワクチンなどの開発過程においては、Ⅲ １．(1)に述べた研究開発税制の充実など対象企業向けの支援が有効であると考えられる。一方、抗体検査やワクチン接種が実用化され普及の段階に入った時には、国民が速やかに検査や接種を受けられる環境作りが急務と言える。所得税におけるセルフメディケーション税制の「健康の保持増進及び疾病の予防への取組」にはインフルエンザワクチンの接種が掲げられているが、新型コロナウイルス感染症に対しても速やかに対象に含めるよう措置されたい。

以 上